

又五項ハ絶体ニ容認セサル意旨ナルカ如シ
右及申(通)報候也

嘆願書 (別記)

一 工場法ヲ即時実施セラレタキ事
 二 年未賞與退職手当一者ノ年別給三十日分以上ヲ支給セラ
 三 但シ年未賞與退職手当一者ノ年別給三十日分以上ヲ支給セラ
 四 退職手当ニシテ
 五 分上ケ年以テハ
 六 以テハ
 七 年以テハ
 八 分上ケ年以テハ
 九 以テハ
 十 年以テハ
 十一 分上ケ年以テハ
 十二 以テハ
 十三 年以テハ
 十四 分上ケ年以テハ
 十五 以テハ
 十六 年以テハ
 十七 分上ケ年以テハ
 十八 以テハ
 十九 年以テハ
 二十 分上ケ年以テハ
 二十一 以テハ
 二十二 年以テハ
 二十三 分上ケ年以テハ
 二十四 以テハ
 二十五 年以テハ
 二十六 分上ケ年以テハ
 二十七 以テハ
 二十八 年以テハ
 二十九 分上ケ年以テハ
 三十 以テハ
 三十一 年以テハ
 三十二 分上ケ年以テハ
 三十三 以テハ
 三十四 年以テハ
 三十五 分上ケ年以テハ
 三十六 以テハ
 三十七 年以テハ
 三十八 分上ケ年以テハ
 三十九 以テハ
 四十 年以テハ
 四十一 分上ケ年以テハ
 四十二 以テハ
 四十三 年以テハ
 四十四 分上ケ年以テハ
 四十五 以テハ
 四十六 年以テハ
 四十七 分上ケ年以テハ
 四十八 以テハ
 四十九 年以テハ
 五十 分上ケ年以テハ
 五十一 以テハ
 五十二 年以テハ
 五十三 分上ケ年以テハ
 五十四 以テハ
 五十五 年以テハ
 五十六 分上ケ年以テハ
 五十七 以テハ
 五十八 年以テハ
 五十九 分上ケ年以テハ
 六十 以テハ
 六十一 年以テハ
 六十二 分上ケ年以テハ
 六十三 以テハ
 六十四 年以テハ
 六十五 分上ケ年以テハ
 六十六 以テハ
 六十七 年以テハ
 六十八 分上ケ年以テハ
 六十九 以テハ
 七十 年以テハ
 七十一 分上ケ年以テハ
 七十二 以テハ
 七十三 年以テハ
 七十四 分上ケ年以テハ
 七十五 以テハ
 七十六 年以テハ
 七十七 分上ケ年以テハ
 七十八 以テハ
 七十九 年以テハ
 八十 分上ケ年以テハ
 八十一 以テハ
 八十二 年以テハ
 八十三 分上ケ年以テハ
 八十四 以テハ
 八十五 年以テハ
 八十六 分上ケ年以テハ
 八十七 以テハ
 八十八 年以テハ
 八十九 分上ケ年以テハ
 九十 以テハ
 九十一 年以テハ
 九十二 分上ケ年以テハ
 九十三 以テハ
 九十四 年以テハ
 九十五 分上ケ年以テハ
 九十六 以テハ
 九十七 年以テハ
 九十八 分上ケ年以テハ
 九十九 以テハ
 一百 年以テハ

五ヶ年マテハ一ヶ年ヲ増ス毎